

## 《はじめに》

# 子どもや保護者に対する共感的な視点を持ち、 保育者集団の集団的な取り組みを創造する

あなたは、「障害児保育」というと何を思い浮かべますか？

障害のある子どもが保育所や幼稚園で保育を受けていることを知っている人は増えてきています。あなたも子ども時代に、障害のある子どもと同じ園、同じクラスで生活したことがあるかもしれませんね。

しかし、障害児が保育を受けている場は保育所・幼稚園だけではありません。障害があつたり、障害になる可能性をもつ子どもを対象とした児童デイサービス事業や通園施設、盲・ろう学校幼稚部などの存在はあまり知られていません。保育所・幼稚園に比べれば少なく、身近ではないからです。こうした場には、保育所・幼稚園での受け入れが困難な障害の重い子どもだけでなく、ゼロ歳児や1・2歳児のように保育所・幼稚園に入園する前の幼い子どもが通っています。障害の程度や年齢に関係なく、どの子どもにも楽しい乳幼児期を保障するために、さまざまな場で保育者が子どもたちと向き合っています。あなたの自治体には、どのような場があるでしょうか？

わが国において「障害児保育」が全国的に広がりはじめたのは1970年代後半以降のことです。保育所での障害児の受け入れを国が正式に認めたのは1974年でした。この年は、私立幼稚園での障害児保育に対して助成金が交付されはじめた年でもあります。また、それまでは6歳以上の不就学児（当時は障害が重いと学校にも入れてもらえずに不就学になっ

ていた障害児が多数いました)を対象にしていた知的障害児通園施設に対して、6歳未満児の受け入れを国が認めたのも1974年です。ですから障害乳幼児関係者は1974年を「保育元年」と呼んでいます。

その後、障害のある子どもが通える場は少しずつ広がっていきましたが、保育の場が急速に広がったのは1990年代に入ってからです。国の「障害者プラン」に障害乳幼児の保育・療育が位置づけられたからです。ですから、保育者養成課程において「障害児保育」を必修にすべきという声が、当時の厚生省からも上がったのですが結局見送られ、2002年度から必修の「演習」としてやっと位置づけられることになりました。

だから長い間、みなさんの先輩保育者は養成課程で学ぶ機会もなく、障害のある子どもと向き合ってきたのです。保育所や幼稚園では、入園する障害児は増えても担任する機会はそう多くはなく、また常に同じような障害児が入るわけでもなく、前の経験が生かせないということが多く見られます。また、通園施設や児童デイサービス事業の職員も、最初から障害児のことを学んできたとは限らず、特に公立施設では保育所からの異動により障害児を担当することになったというケースもままあります。そのために現在も日々悩みながら保育に取り組んでいる保育者が多いのです。私は1978年以来、月1回、障害児を担当している保育者との学習会を続けてきましたが、毎年、新たに障害児を担当し悩んでいる保育者が参加してきています。誠実な保育者ほど、子どもとの対応、クラスのあり方、保護者との連携のあり方に悩み苦しんでいます。

全国障害者問題研究会が1986年に『テキスト障害児保育』を出版したのは、こうした保育者たちに少しでも手がかりを保障したいとの思いからでした。このテキストは好評を得て増刷を重ね、1996年に改訂版を出した後もたくさんの読者を得てきました。今回、全く装いも新たに『新版・テキスト障害児保育』を編集することになったのは、この間、障害

児保育を巡って大幅な制度変更がなされたこと、必修となった「障害児保育演習」において活用しやすいテキストにすること、そして新たに施行された「発達障害者支援法」に対応して軽度発達障害と呼ばれる子どもたちへの取り組みを積極的に位置づけることの必要性からです。

障害のある乳幼児の通える場のうち最も数が多いのは保育所です。しかし、障害児が入所しても特別な手だてが保障されるとは限りません。1974年から始まった障害児保育補助制度は、2003年度より地方交付税化され自治体の裁量に任されることになりました。加配の職員を保障するかどうかは自治体に任されているのです。保育所や幼稚園の障害児保育をバックアップするために実施される「障害児者地域療育等支援事業」にもとづく巡回指導も、2003年より地方交付税化され、都道府県の裁量にまかされることになりました。したがって都道府県や市町村が障害児保育に熱意を有しているかどうかによって格差が生じてしまうのです。

保育所に入所する前の早期療育や、相対的に障害の重い子どもたちの療育を担う場として位置づいてきた通園施設も、人口の小さい自治体で運営されていることの多い児童デイサービス事業も、ともに2006年度より「障害者自立支援法」に基づいて運営されることになりました。

児童デイサービス事業は支援費制度が開始された2003年度より、利用契約制度に移行していましたが、2006年10月からは、通園施設も利用契約制による出来高払い制度に移行しました。障害を受けとめること自体が課題となっている乳幼児期の父母にとって、我が子の障害を前提とした利用契約制度は、専門施設や児童デイサービス事業の利用を手控えるハードルだと言えるでしょう。

「障害者自立支援法」では、療育を利用すると1割の「定率負担」が生じ、さらには給食の実費負担までが父母に課せられることになりまし

た。そのことによって従来の10倍もの利用料を支払わねばならない保護者も出てきました。多くの自治体が、早期療育の重要性にかんがみて利用料の減額措置を実施していますが、このままでは、早期療育を受けずに保育所・幼稚園に入園してくる障害児が増えることが予測されます。

厚生労働省は今後2008年度までに、新たな療育体系を打ち出す予定です。幼稚園と盲・ろう学校幼稚部は2007年度より「特別支援教育」に位置づけました。保育制度や幼稚園制度そのものの見直しも含めて、障害児保育制度はここ数年間に変化すると思われれます。

目まぐるしく制度が変わるということは、現場にとっても保育者にとっても見通しがもちにくいということです。このテキストも早晩、再改訂しなくてはならないでしょう。

しかし、障害児と保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために大切なことは、制度がどう変わろうと変わるわけではありません。何が最も大切なことなのか、このテキストを通して学び合い考え合ってください。そんな思いをこめて、日常的に障害児・保護者そして保育者たちと関わりながら発達相談に取り組んでいる者たちでこのテキストを執筆しました。

障害児・保護者そして保育者たちの思いや悩みをくみ取りながら、明日への希望をもてるようにとねがって、日々保護者や保育者がぶつかる問題を中心に内容を構成しましたが、最も重視しているのは、子どもや保護者に対する共感的な視点と、保育者集団の集団的な取り組みの創造です。各章で十分に触れられなかった点についてはコラムやQ&Aでまとめています。実習やボランティア活動、そして実際に現場で働いてみての実感や疑問を大切にしつつ、このテキストを素材にして障害児理解を深めてくださることを期待しています。